

和歌山県監査公表第3号

令和5年11月1日付け監査報告第13号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年2月27日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 伊都振興局地域振興部

監査実施年月日 令和5年10月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 個人事業主への委託料の支出において、支出命令の審査に遺漏があり、源泉徴収を行わず支払っている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 関係法令等を確認の上、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

2 伊都振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和5年10月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 郵便切手類使用簿において、4月1日の現物確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、前年度からの繰越分の現物確認を4月1日に複数の職員で確実にいき、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。

3 伊都振興局建設部

監査実施年月日 令和5年10月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。 (2) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 個人事業主への委託料の支出において、源泉徴収漏れがあり、不納付加算税及び延滞税を支払っている事例があったので、適正に処理されたい。 (4) 道路メンテナンス工事に係る建設工事請負変更契約において、「解体工事に要する費用等」に関する添付書面の記載項目中、再資源化等をするための施設が変更されているにもかかわらず、変更の手続がなされていない事例が昨年度に引き続きあったので、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 交通事故発生後、各課で交通安全に係る研修を行い、交通安全について周知徹底するとともに、朝礼時に「安全運転7則」の確認を行い、交通事故防止に努めている。 (2) 決裁権者は決裁書類への押印を確実にを行うとともに、担当職員は決裁権者の押印がなされていることを必ず確認するよう、関係職員に周知徹底した。 (3) 個人事業主への委託料の支払に係る所得税の控除について、所得税法（昭和40年法律第33号）等に基づき、適正に源泉徴収手続を行うとともに、所得税の控除漏れが発生することのないよう、関係職員に周知徹底した。 (4) 建設工事請負変更契約の手続において、記載事項の内容に誤りや記入漏れがないかどうかを複数人で確認するよう、改めて関係職員に周知徹底した。

4 和歌山県農林大学校

監査実施年月日 令和5年10月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤つ	注意事項 (1) 過支給となった旅費については、返納手続を行った。今後は、職員等の旅費に関する条例（昭和41年

<p>た旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 集中調達外の備品購入に係る支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) グローバルGAP認証取得に係る審査委託契約について、請書に定める報告書が提出されていなかったもので、適正に処理されたい。</p>	<p>和歌山県条例第34号)等に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底し、確認体制を強化した。</p> <p>(2) 支出負担行為の合議について、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)等に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底し、確認体制を強化した。</p> <p>(3) 請書に基づく必要書類の提出について、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底し、確認体制を強化した。</p>
---	---